



複製厳禁

許可番号08920049474

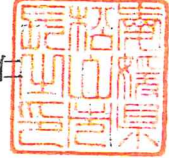
産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市問屋町10番7号
氏名 株式会社金城滋商事
代表取締役 金城 滋

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日 令和 5年 9月24日

許可の有効年月日 令和12年 9月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(切断、圧縮、破砕、溶融固化、選別、圧縮成形)

(産業廃棄物の種類)

- (切断) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類
- (圧縮) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類
- (破砕) 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 以上8種類
- (溶融固化) 廃プラスチック類 以上1種類
- (選別) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類
- (圧縮成形) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 以上7種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 切断・圧縮施設 (型式) いすゞ S-DLS-40(1500型)

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2223番地

(設置年月日) 平成11年 9月24日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(処理能力) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:各2t/h 繊維くず、金属くず、がれき類:各5t/h

(2面に続く)

(2面)

複製厳禁

(2) 破碎施設(廃蛍光管破碎施設) (型式) エステック CFR型

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2219番地1

(設置年月日) 令和 3年10月26日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
(以上全ての種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光管に限る。)

(処理能力) 混合廃棄物:0.5t/h

(4) 破碎施設 (型式) エイシン W-1600、御池鐵工所 MHM-150R

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2280番地1、2280番地3、2281番地1

(設置年月日) 平成13年12月 1日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(処理能力) 廃プラスチック類:0.34t/h(2.72t/日)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類:各0.6t/h(4.8t/日)

(8) 圧縮成形施設 (型式) 御池鐵工所 MH-200

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2270番地

(設置年月日) 平成15年10月20日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 混合廃棄物:2t/h

(9) 圧縮施設 (型式) 渡辺鉄工 LBW-1511-100A

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2223番地

(設置年月日) 平成17年 6月20日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

(処理能力) 廃プラスチック類:14.2t/h、紙くず:14.4t/h、木くず:8.7t/h、繊維くず:6.1t/h、
ゴムくず:11.0t/h、金属くず:14.0t/h

(11) 圧縮施設 (型式) 渡辺鉄工 LBW-1510-40C

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2280番地1、2280番地3、2281番地1

(設置年月日) 平成18年 9月30日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

(処理能力) 廃プラスチック類:3.6t/h、紙くず:3.2t/h、木くず:5.5t/h、繊維くず:3.9t/h、
ゴムくず:7.0t/h、金属くず:12.4t/h

(13) 破碎施設 (型式) 自社製

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2219番地1

(設置年月日) 平成21年 3月24日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 廃プラスチック類:0.25t/h、紙くず、繊維くず、ゴムくず:各0.2t/h、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:各0.3t/h

(3面に続く)

(3面)

複製厳禁

(16) 破砕施設 (型式) ウエノテックス UC-130

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2222番地

(設置年月日) 平成25年 5月27日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 廃プラスチック類:0.6023t/h、紙くず:0.558t/h、繊維くず:0.5119t/h、ゴムくず:0.5577t/h、金属くず:0.9859t/h、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:0.8725t/h

(17) 圧縮施設 (型式) アイケーシー S-PB1010-60

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2222番地

(設置年月日) 平成25年 5月27日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

(処理能力) 廃プラスチック類:9.8t/h、紙くず:9.8t/h、繊維くず:8.8t/h、ゴムくず:14.56t/h、金属くず:31.6t/h、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:28.0t/h

(18) 圧縮施設 (型式) 因島機械 PAL-04

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2223番地

(設置年月日) 平成25年11月30日

(処理する廃棄物の種類) 金属くず

(処理能力) 金属くず:0.35t/h

(20) 選別施設 (型式) 御池鐵工所 バリオセパレーターMVSRO8

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2221番地

(設置年月日) 令和 4年 1月27日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(処理能力) 混合廃棄物:50.0m³/h

(21) 破砕施設 (型式) アイケーシー IK-100-E

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2221番地

(設置年月日) 令和 5年 9月18日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(処理能力) 廃プラスチック類:0.13t/h、紙くず:0.11t/h、木くず:0.20t/h、繊維くず:0.045t/h、ゴムくず:0.19t/h、金属くず:0.42t/h、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」:0.37t/h、がれき類:0.56t/h

(22) 熔融固化施設 (型式) 海洋エンジニアリング SPBH-20

(設置場所) 愛媛県松山市南吉田町2219番地1

(設置年月日) 令和 5年 9月18日

(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)

(処理能力) 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。):20kg/h

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当初許可

平成11年 9月24日

○ 変更届出((3)圧縮施設の設置、(4)破砕施設の設置)

平成13年12月 1日

(4面に続く)

複製禁止
平成14年 8月19日

- 変更許可
(乾燥混練処分(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、燃え殻、ばいじん、鉱さい)の追加、熔融固化処分(廃プラスチック類)の追加、選別処分(がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、金属くず、繊維くず、木くず)の追加) 平成14年11月15日
- 変更届出
(廃プラスチック類の破碎施設(粗碎機1基、粉碎機3基)の設置) 平成15年 1月10日
- 変更届出
(3)圧縮施設の設置場所変更、(6)熔融固化施設の設置場所変更) 平成15年11月25日
- 変更届出((1)切断・圧縮施設の設置場所変更) 平成15年12月 4日
- 変更許可
(圧縮成形処分(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)の追加) 平成16年 9月24日
- 更新許可 平成17年 6月20日
- 変更届出
(6)熔融固化施設の設置場所変更、(9)圧縮施設の設置) 平成17年10月15日
- 変更届出
(廃プラスチック類の破碎施設(粗碎機1基、粉碎機3基)の廃止) 平成18年10月16日
- 変更届出(石綿含有産業廃棄物以外の処分に限る。) 平成18年11月24日
- 変更届出((6)熔融固化施設の設置場所変更) 平成18年11月24日
- 変更届出((10)破碎施設の設置、(11)圧縮施設の設置) 平成21年 4月 7日
- 変更届出
(4)破碎施設(廃プラスチック類)の廃止、(7)選別施設の設置場所変更、(12)選別圧縮施設の設置、(13)破碎施設の設置、(14)切断施設の設置) 平成21年 9月24日
- 更新許可 平成22年 7月 9日
- 変更届出
(1)切断・圧縮施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2228番地)) 平成24年 4月26日
- 変更届出((15)圧縮施設の設置) 平成24年12月26日
- 変更届出
(12)選別圧縮施設の廃止、(4)破碎施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2222番地)、(15)圧縮施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2222番地)) 平成25年 5月28日
- 変更届出
(2)破碎施設(廃プラスチック類含有品目の限定)、(13)破碎施設(廃プラスチック類)の廃止、(16)破碎施設の設置、(17)圧縮施設の設置) 平成25年 9月17日
- 優良基準適合確認 平成25年12月 4日
- 変更届出((18)圧縮施設の設置) 平成27年 3月11日
- 変更届出
(10)破碎施設の更新(旧:ウエノテックス UC-75)) 平成27年11月30日
- 変更届出((19)切断施設の設置) 平成28年 9月14日
- 変更届出((19)切断施設の廃止) 平成28年11月 2日
- 更新許可 平成28年11月 2日
- 優良基準適合確認 平成30年 4月 1日
- 住所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2221番地1) 平成31年 1月21日
- 変更届出
(2)破碎施設(廃蛍光管等破碎施設)の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2222番地)) 平成31年 1月21日
- 変更届出
(乾燥混練処分の廃止、(5)乾燥混練施設の廃止)

(5面)

複製禁止

- 変更届出 令和 2年 9月18日
((2) 破碎施設(廃蛍光管等破碎施設)の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2221番地))
- 変更届出 令和 3年 7月29日
((2) 破碎施設(廃蛍光管等破碎施設)の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2223番地)、
(13) 破碎施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2223番地)、(13) 破碎施設(廃プラスチック類)の追加)
- 変更届出 令和 3年10月26日
((2) 破碎施設(廃蛍光管破碎施設)の更新(旧:エステック CFR型))
- 変更届出 令和 3年12月 9日
((18) 圧縮施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2221番地))
- 変更届出 令和 4年 1月31日
((4) 破碎施設の設置場所変更(旧:愛媛県松山市南吉田町2221番地)、(10) 破碎施設の廃止、
(14) 切断施設の廃止、(15) 圧縮施設の廃止、(20) 選別施設の設置)
- 変更届出 令和 5年 7月20日
((3) 圧縮施設の廃止、(7) 選別施設の廃止)
- 変更届出 令和 5年 9月22日
((6) 熔融固化施設の廃止、(21) 破碎施設の設置、(22) 熔融固化施設の設置)
- 更新許可 令和 5年 9月24日
- 優良基準適合確認 令和 5年 9月24日
- 変更届出((4) 破碎施設(廃プラスチック類)の追加) 令和 6年12月17日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

り、

、